

土屋ケアカレッジ尼崎教室 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

（目的）

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信）

（受講対象者）

第5条 受講対象者は次のものとする

関西圏または関西近郊在住、在勤で通学可能なもの

（研修参加費用）

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

（使用教材）

第7条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

（研修カリキュラム）

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

（研修会場）

第9条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、「実習施設一覧」とおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ 尼崎教室
土屋ケアカレッジ 淡路島教室

（担当講師）

第10条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

（募集手続）

第11条 募集手続は次のとおりとする。

- 1 専用申込窓口の college@care-tsuchiya.com または電話（050-3138-2024）、WEBにて申込む。必要事項内容は college@care-tsuchiya.com に送信する。定員に達した時点で申込受付は終了する。
- 2 受講の決定は審査の上、受講決定をメールまたは電話にて受講生に通知する。
- 3 受講が決定した受講生は、期日までに受講料を納入する。

(科目の免除)

第12条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第13条

1 修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上(100点を満点とする)のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第14条理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第15条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律5,000円を受講者の負担とする。

(受講の取り消し)

第16条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第17条 修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第18条 修了者管理については、次により行う。

1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、兵庫県が指定した様式に基づき知事に報告する。

2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第19条 本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

第20条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示

⑤住民基本台帳カードの提示

2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口
電話 050-3138-2024

3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第21条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和5年7月15日から施行する。

カリキュラム表

事業者名：株式会社土屋

令和5年度 関西クラス標準区分表

区分	科目	講習時間数			講師名 (例)
		計	通学 講習	通信 講習	
講 義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	0	2	
	基礎的な介護技術に関する講義	1	0	1	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	0	2	
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	0	1.5	
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	0	1.5	
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	1.5	0	
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1.5	1.5	0	
演 習	喀痰吸引等に関する演習	1	1	0	
実 習	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	3	0	
	外出時の介護技術に関する実習	2	2	0	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	3.5	0	
合 計		20.5	12.5	8	

実習施設一覧

重度訪問介護従業者養成研修事業者名 土屋ケアレッジ 尼崎教室

実習科目名 III1 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアレッジ尼崎教室	尼崎市昭和通3-90-1 尼崎KRビルディング406号室	伊塚健太郎
土屋ケアレッジ淡路島教室	兵庫県洲本市栄町3-3-5 中野ビル東館201号室	伊塚健太郎

実習科目名 III2 外出時の介護技術に関する実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアレッジ尼崎教室	尼崎市昭和通3-90-1 尼崎KRビルディング406号室	伊塚健太郎
土屋ケアレッジ淡路島教室	兵庫県洲本市栄町3-3-5 中野ビル東館201号室	伊塚健太郎

実習科目名 III3 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習

実習施設等の名称	所在地	実習指導責任者名
土屋ケアレッジ尼崎教室	尼崎市昭和通3-90-1 尼崎KRビルディング406号室	伊塚健太郎
土屋ケアレッジ淡路島教室	兵庫県洲本市栄町3-3-5 中野ビル東館201号室	伊塚健太郎
ホームケア土屋 関西	兵庫県西宮市与古道町3-11	松本満
ホームケア土屋 大阪	大阪府大阪市中央区谷町2-2-20 大手前類第一ビル10F	魯山香織
ホームケア土屋 奈良	奈良県奈良市三条添川町1-5 サンフェアリー703	義之博貴
ホームケア土屋 和歌山	和歌山県和歌山市六十谷732-1 ロビコート203号室	義之博貴
ホームケア土屋 京滋	宇治市宇治壺番134-1 荒川ビル4階	松尾千佳子
ホームケア土屋 金沢	石川県金沢市松村町 又70番地1	明和祥郎
ホームケア土屋 富山	富山市内幸町7番9号 内幸町ラ・フォンテ404号室	宮下和也
ホームケア土屋 松山	愛媛県松山市石手5丁目7番15号 SAKURA HOUSE 403号	片平光
ホームケア土屋 高松	香川県高松市林町2519番地6	岡絵美
ホームケア土屋 徳島	徳島県徳島市末広1丁目5番地11PinoII 605号室	近藤太
ホームケア土屋 高知	高知県高知市南御座 1-33	畑山一樹

講師一覧表

講師氏名	現職、保有資格、実務経験		担当科目名
斎藤 みさを (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義 ・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義
	資格	看護師	
	経験	17年	
橋本 弘子 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	・喀痰吸引等に関する演習
	資格	看護師	
	経験	30年	
鈴木 歩 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	看護師	
	経験	23年	
間瀬 あゆみ (専任・兼)	現職	株式会社土屋	
	資格	看護師	
	経験	36年	
長谷川 信子 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	看護師	
	経験	23年	
榎本 宏美 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	看護師	
	経験	10年	

宮本 武尊 (旧姓:八木橋) (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 ・基礎的な介護技術に関する講義 ・コミュニケーションの技術に関する講義 ・基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 ・外出時の介護技術に関する実習 ・重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習
	資格	介護福祉士	
	経験	7年	
角南 成禅 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	介護福祉士	
	経験	17年	
坂下 陽一 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	実務者研修	
	経験	3年	
林 崇 (専任・兼任)	現職	株式会社土屋	
	資格	介護福祉士	
	経験	14年	

備考1 専任・兼任の区分は、申請者の機関の専任講師である場合のみ専任としてください。

備考2 資格欄は、講師要件に係る資格(医師、助産師、保健師、看護師)のみを記載してください。

備考3 実務経験については、資格取得後の実務経験年数を記載してください。

(准看護師としての年数は含みません。)

備考4 担当科目番号は、カリキュラム(参考様式1)の科目番号を記載してください。

【実習期間】

- 第1回令和5年4月5日(水)～令和5年4月6日(木)
- 第2回令和5年4月12日(水)～令和5年4月13日(木)
- 第3回令和5年4月19日(水)～令和5年4月20日(木)
- 第4回令和5年4月26日(水)～令和5年4月27日(木)
- 第5回令和5年5月3日(水)～令和5年5月4日(木)
- 第6回令和5年5月10日(水)～令和5年5月11日(木)
- 第7回令和5年5月17日(水)～令和5年5月18日(木)
- 第8回令和5年5月24日(水)～令和5年5月25日(木)
- 第9回令和5年5月31日(水)～令和5年6月1日(木)
- 第10回令和5年6月7日(水)～令和5年6月8日(木)
- 第11回令和5年6月14日(水)～令和5年6月15日(木)
- 第12回令和5年6月21日(水)～令和5年6月22日(木)
- 第13回令和5年6月28日(水)～令和5年6月29日(木)
- 第14回令和5年7月5日(水)～令和5年7月6日(木)
- 第15回令和5年7月12日(水)～令和5年7月13日(木)
- 第16回令和5年7月19日(水)～令和5年7月20日(木)
- 第17回令和5年7月26日(水)～令和5年7月27日(木)
- 第18回令和5年8月2日(水)～令和5年8月3日(木)
- 第19回令和5年8月9日(水)～令和5年8月10日(木)
- 第20回令和5年8月23日(水)～令和5年8月24日(木)
- 第21回令和5年8月30日(水)～令和5年8月31日(木)
- 第22回令和5年9月6日(水)～令和5年9月7日(木)
- 第23回令和5年9月13日(水)～令和5年9月14日(木)
- 第24回令和5年9月20日(水)～令和5年9月21日(木)
- 第25回令和5年9月27日(水)～令和5年9月28日(木)
- 第26回令和5年10月4日(水)～令和5年10月5日(木)
- 第27回令和5年10月11日(水)～令和5年10月12日(木)
- 第28回令和5年10月18日(水)～令和5年10月19日(木)
- 第29回令和5年10月25日(水)～令和5年10月26日(木)
- 第30回令和5年11月1日(水)～令和5年11月2日(木)
- 第31回令和5年11月8日(水)～令和5年11月9日(木)
- 第32回令和5年11月15日(水)～令和5年11月16日(木)
- 第33回令和5年11月22日(水)～令和5年11月23日(木)
- 第34回令和5年11月29日(水)～令和5年11月30日(木)
- 第35回令和5年12月6日(水)～令和5年12月7日(木)
- 第36回令和5年12月13日(水)～令和5年12月14日(木)
- 第37回令和5年12月20日(水)～令和5年12月21日(木)
- 第38回令和5年12月27日(水)～令和5年12月28日(木)
- 第39回令和6年1月10日(水)～令和6年1月11日(木)
- 第40回令和6年1月17日(水)～令和6年1月18日(木)
- 第41回令和6年1月24日(水)～令和6年1月25日(木)

- 第 42 回令和 6 年 1 月 31 日(水)～令和 6 年 2 月 1 日 (木)
- 第 43 回令和 6 年 2 月 7 日(水)～令和 6 年 2 月 8 日 (木)
- 第 44 回令和 6 年 2 月 14 日(水)～令和 6 年 2 月 15 日 (木)
- 第 45 回令和 6 年 2 月 21 日(水)～令和 6 年 2 月 22 日(木)
- 第 46 回令和 6 年 2 月 28 日(水)～令和 6 年 2 月 29 日(木)
- 第 47 回令和 6 年 3 月 6 日(水)～令和 6 年 3 月 7 日 (木)
- 第 48 回令和 6 年 3 月 13 日(水)～令和 6 年 3 月 14 日(木)
- 第 49 回令和 6 年 3 月 20 日(水)～令和 6 年 3 月 21 日(木)
- 第 50 回令和 6 年 3 月 27 日(水)～令和 6 年 3 月 28 日(木)

※研修日程 3 日目は各回の 1 日目受講日から 2 ヶ月以内の日とする。

【実習期間】淡路島教室

- 第 1 回令和 5 年 4 月 12 日 (水) ～令和 5 年 4 月 13 日 (木)
- 第 2 回令和 5 年 4 月 26 日 (水) ～令和 5 年 4 月 27 日 (木)
- 第 3 回令和 5 年 5 月 10 日 (水) ～令和 5 年 5 月 11 日 (木)
- 第 4 回令和 5 年 5 月 24 日 (水) ～令和 5 年 5 月 25 日 (木)
- 第 5 回令和 5 年 6 月 14 日 (水) ～令和 5 年 6 月 15 日 (木)
- 第 6 回令和 5 年 6 月 28 日 (水) ～令和 5 年 6 月 29 日 (木)
- 第 7 回令和 5 年 7 月 12 日 (水) ～令和 5 年 7 月 13 日 (木)
- 第 8 回令和 5 年 7 月 26 日 (水) ～令和 5 年 7 月 27 日 (木)
- 第 9 回令和 5 年 8 月 9 日 (水) ～令和 5 年 8 月 10 日 (木)
- 第 10 回令和 5 年 8 月 30 日 (水) ～令和 5 年 8 月 31 日 (木)
- 第 11 回令和 5 年 9 月 13 日 (水) ～令和 5 年 9 月 14 日 (木)
- 第 12 回令和 5 年 9 月 27 日 (水) ～令和 5 年 9 月 28 日 (木)
- 第 13 回令和 5 年 10 月 11 日 (水) ～令和 5 年 10 月 12 日 (木)
- 第 14 回令和 5 年 10 月 25 日 (水) ～令和 5 年 10 月 26 日 (木)
- 第 15 回令和 5 年 11 月 8 日 (水) ～令和 5 年 11 月 9 日 (木)
- 第 16 回令和 5 年 11 月 22 日 (水) ～令和 5 年 11 月 23 日 (木)
- 第 17 回令和 5 年 12 月 13 日 (水) ～令和 5 年 12 月 14 日 (木)
- 第 18 回令和 5 年 12 月 27 日 (水) ～令和 5 年 12 月 28 日 (木)
- 第 19 回令和 6 年 1 月 10 日 (水)～令和 6 年 1 月 11 日(木)
- 第 20 回令和 6 年 1 月 24 日 (水)～令和 6 年 1 月 25 日 (木)
- 第 21 回令和 6 年 2 月 14 日(水)～令和 6 年 2 月 15 日 (木)
- 第 22 回令和 6 年 2 月 28 日(水)～令和 6 年 2 月 29 日(木)
- 第 23 回令和 6 年 3 月 13 日(水)～令和 6 年 3 月 14 日(木)
- 第 24 回令和 6 年 3 月 27 日(水)～令和 6 年 3 月 28 日(木)

※研修日程3日目は各回の1日目受講日から2ヶ月以内の日とする。

【実習期間】

- 第1回令和5年4月5日(水)～令和5年4月6日(木)
- 第2回令和5年4月12日(水)～令和5年4月13日(木)
- 第3回令和5年4月19日(水)～令和5年4月20日(木)
- 第4回令和5年4月26日(水)～令和5年4月27日(木)
- 第5回令和5年5月3日(水)～令和5年5月4日(木)
- 第6回令和5年5月10日(水)～令和5年5月11日(木)
- 第7回令和5年5月17日(水)～令和5年5月18日(木)
- 第8回令和5年5月24日(水)～令和5年5月25日(木)
- 第9回令和5年5月31日(水)～令和5年6月1日(木)
- 第10回令和5年6月7日(水)～令和5年6月8日(木)
- 第11回令和5年6月14日(水)～令和5年6月15日(木)
- 第12回令和5年6月21日(水)～令和5年6月22日(木)
- 第13回令和5年6月28日(水)～令和5年6月29日(木)
- 第14回令和5年7月5日(水)～令和5年7月6日(木)
- 第15回令和5年7月12日(水)～令和5年7月13日(木)
- 第16回令和5年7月19日(水)～令和5年7月20日(木)
- 第17回令和5年7月26日(水)～令和5年7月27日(木)
- 第18回令和5年8月2日(水)～令和5年8月3日(木)
- 第19回令和5年8月9日(水)～令和5年8月10日(木)
- 第20回令和5年8月23日(水)～令和5年8月24日(木)
- 第21回令和5年8月30日(水)～令和5年8月31日(木)
- 第22回令和5年9月6日(水)～令和5年9月7日(木)
- 第23回令和5年9月13日(水)～令和5年9月14日(木)
- 第24回令和5年9月20日(水)～令和5年9月21日(木)
- 第25回令和5年9月27日(水)～令和5年9月28日(木)
- 第26回令和5年10月4日(水)～令和5年10月5日(木)
- 第27回令和5年10月11日(水)～令和5年10月12日(木)
- 第28回令和5年10月18日(水)～令和5年10月19日(木)
- 第29回令和5年10月25日(水)～令和5年10月26日(木)
- 第30回令和5年11月1日(水)～令和5年11月2日(木)
- 第31回令和5年11月8日(水)～令和5年11月9日(木)
- 第32回令和5年11月15日(水)～令和5年11月16日(木)
- 第33回令和5年11月22日(水)～令和5年11月23日(木)
- 第34回令和5年11月29日(水)～令和5年11月30日(木)
- 第35回令和5年12月6日(水)～令和5年12月7日(木)
- 第36回令和5年12月13日(水)～令和5年12月14日(木)
- 第37回令和5年12月20日(水)～令和5年12月21日(木)
- 第38回令和5年12月27日(水)～令和5年12月28日(木)
- 第39回令和6年1月10日(水)～令和6年1月11日(木)
- 第40回令和6年1月17日(水)～令和6年1月18日(木)
- 第41回令和6年1月24日(水)～令和6年1月25日(木)

- 第 42 回令和 6 年 1 月 31 日(水)～令和 6 年 2 月 1 日 (木)
- 第 43 回令和 6 年 2 月 7 日(水)～令和 6 年 2 月 8 日 (木)
- 第 44 回令和 6 年 2 月 14 日(水)～令和 6 年 2 月 15 日 (木)
- 第 45 回令和 6 年 2 月 21 日(水)～令和 6 年 2 月 22 日(木)
- 第 46 回令和 6 年 2 月 28 日(水)～令和 6 年 2 月 29 日(木)
- 第 47 回令和 6 年 3 月 6 日(水)～令和 6 年 3 月 7 日 (木)
- 第 48 回令和 6 年 3 月 13 日(水)～令和 6 年 3 月 14 日(木)
- 第 49 回令和 6 年 3 月 20 日(水)～令和 6 年 3 月 21 日(木)
- 第 50 回令和 6 年 3 月 27 日(水)～令和 6 年 3 月 28 日(木)

※研修日程 3 日目は各回の 1 日目受講日から 2 ヶ月以内の日とする。

【実習期間】淡路島教室

- 第 1 回令和 5 年 4 月 12 日 (水) ～令和 5 年 4 月 13 日 (木)
- 第 2 回令和 5 年 4 月 26 日 (水) ～令和 5 年 4 月 27 日 (木)
- 第 3 回令和 5 年 5 月 10 日 (水) ～令和 5 年 5 月 11 日 (木)
- 第 4 回令和 5 年 5 月 24 日 (水) ～令和 5 年 5 月 25 日 (木)
- 第 5 回令和 5 年 6 月 14 日 (水) ～令和 5 年 6 月 15 日 (木)
- 第 6 回令和 5 年 6 月 28 日 (水) ～令和 5 年 6 月 29 日 (木)
- 第 7 回令和 5 年 7 月 12 日 (水) ～令和 5 年 7 月 13 日 (木)
- 第 8 回令和 5 年 7 月 26 日 (水) ～令和 5 年 7 月 27 日 (木)
- 第 9 回令和 5 年 8 月 9 日 (水) ～令和 5 年 8 月 10 日 (木)
- 第 10 回令和 5 年 8 月 30 日 (水) ～令和 5 年 8 月 31 日 (木)
- 第 11 回令和 5 年 9 月 13 日 (水) ～令和 5 年 9 月 14 日 (木)
- 第 12 回令和 5 年 9 月 27 日 (水) ～令和 5 年 9 月 28 日 (木)
- 第 13 回令和 5 年 10 月 11 日 (水) ～令和 5 年 10 月 12 日 (木)
- 第 14 回令和 5 年 10 月 25 日 (水) ～令和 5 年 10 月 26 日 (木)
- 第 15 回令和 5 年 11 月 8 日 (水) ～令和 5 年 11 月 9 日 (木)
- 第 16 回令和 5 年 11 月 22 日 (水) ～令和 5 年 11 月 23 日 (木)
- 第 17 回令和 5 年 12 月 13 日 (水) ～令和 5 年 12 月 14 日 (木)
- 第 18 回令和 5 年 12 月 27 日 (水) ～令和 5 年 12 月 28 日 (木)
- 第 19 回令和 6 年 1 月 10 日 (水)～令和 6 年 1 月 11 日(木)
- 第 20 回令和 6 年 1 月 24 日 (水)～令和 6 年 1 月 25 日 (木)
- 第 21 回令和 6 年 2 月 14 日(水)～令和 6 年 2 月 15 日 (木)
- 第 22 回令和 6 年 2 月 28 日(水)～令和 6 年 2 月 29 日(木)
- 第 23 回令和 6 年 3 月 13 日(水)～令和 6 年 3 月 14 日(木)
- 第 24 回令和 6 年 3 月 27 日(水)～令和 6 年 3 月 28 日(木)

※研修日程3日目は各回の1日目受講日から2ヶ月以内の日とする。